

# レンタサイクル利用規約

この利用規約は、当校教習生が当校のレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。この規約を遵守していただき、レンタサイクルを安全で快適にご利用ください。

## 1.利用申込み

貸出手続きは、フロントにて利用申込書に必要事項をご記入ください。

## 2.利用料金

利用料金は、無料です。

## 3.利用期間

利用期間は、入校日当日から卒業日までです。

## 4.自転車の引渡し

自転車の引渡し時には、次の事項等についてご自身で点検、確認していただくようお願いいたします。

- ・ブレーキの効き
- ・ハンドルの曲り
- ・ベルの鳴り
- ・タイヤの空気圧
- ・サドルの高さ
- ・車両の損傷確認

## 5.自転車の返却

自転車の返却は、フロントにて利用申込書に必要事項をご記入ください。

また、自転車は所定の位置に確実にご返却ください。

## 6.事故

利用期間中に遭遇された、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、当校は一切の責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、当校に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。

また、上記にかかわらず、当校が第三者にやむなく損害賠償を負担した場合を含め、当校が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

## 7.自転車の故障・損傷

貸出期間中に自転車の故障又は損傷があった場合は、速やかに当校にご連絡ください。当校へ事前の了承なく利用者自身で自転車を修理された場合、修理代金は負担できません。利用者に起因する自転車の事故、損傷については、原則としてその修理に要した費用を実費で申し受けます。ただし、パンクの場合の修理費用は、当校が負担します。

なお、自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、当校に起因する場合を除いて、当校は一切の責任を負いません。

## 8.自転車の盗難・紛失

貸出期間中に自転車の盗難に遭い、又は紛失した場合は、速やかに当校にご連絡ください。  
また、利用者に起因する事情により盗難、紛失した場合は、10,000円を限度に違約金をいただくことがあります。なお、違約金受領後に自転車の返還があった場合でも、違約金の返金はありません。また、自転車を放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還を受け際に要した費用は全額負担していただきます。

## 9.禁止事項

利用者は次の行為をしないで下さい。

- (1) 飲酒・無謀運転・その他交通規則に違反する行為
- (2) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車及び備品の改造など現状の変更
- (5) 当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

## 10.利用取消し

利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても、利用取消しし自転車を速やかに返還していただきます。この場合、利用料金の払戻しは一切いたしません。  
また、利用規約の違反により当校のもしくは第三者が被害を被った場合には利用者にその損害賠償を請求することがあります。

## 11.貸出の拒絶

当校は、次の項目に該当する場合は自転車の貸出しを拒絶できるものとします。

- (1) 申込者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき
- (2) 貸出期間中の暴風雨等の悪天候時、もしくはそれらが予測されたとき
- (3) その他、当校が適当でないと認めたとき

2020.6.1 施行